

南九州市議会訓令第 3 号

南九州市議会訓令の読点の表記を改める規程の制定について

南九州市議会訓令の読点の表記を改める規程を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 18 日

南九州市議会議長 加治佐 民生

（制定理由）

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本市の議会訓令に用いられている読点の表記を改めることに伴い、規程を制定しようとするものである。

南九州市議会訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に施行されている南九州市議会訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 11 日から施行する。